

妊婦のための支援給付・ 妊婦等包括相談支援事業の実施について

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援(伴走型相談支援)」と「妊婦のための支援給付（経済的支援）」を一体的に実施します。

【妊婦等包括相談支援】

妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行って必要な支援につなぐ取組みです。

【妊婦のための支援給付】

妊娠届出時と産後から2か月頃妊産婦さんと面談することで、それぞれ5万円を支給します。（申請が必要です）

※流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方も、妊婦支援給付金の対象となります。

妊娠届出時

すべての妊婦さんに面談を行い、母子健康手帳を交付します。妊婦届出アンケートやすくすく応援プラン/子育てガイドを活用しながら、妊娠期の過ごし方や出産までの見通しを立てるための情報提供を行い、妊婦支援給付金のご案内をします。申請には、妊婦さん本人の面談が必要です。

妊娠28週以降（妊娠8か月以降）、妊婦電話相談

すべての妊婦さんに「電話相談」を実施し、体調やお腹の赤ちゃんの様子等をアンケートで聞きとり、不安や心配なことへの相談支援を行います。

* 妊娠届出後に流産・死産を経験された方にも、ご連絡を差し上げることがありますが、ご了承ください。

産後～2か月頃、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）

すべての産婦さんに「こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）」を行います。赤ちゃんの体重等を計測し、産後のママの体調や不安、心配なことへの相談支援を行い、妊婦支援給付金のご案内をします。申請には、産婦さん（または出生した子どもを養育する方）の面談が必要です。



問合せ先は裏面へ ⇒

【問合せ先】



村上市こども家庭センターです！



【こども総合相談窓口】

こども課 子育て政策室 ☎ 75-5567

・・・妊娠・出産・乳幼児健診に関する相談・・・

- | | | | |
|-------------------------------|-------|---------|-----------|
| ☐ 本庁 | 保健医療課 | 健康サポート室 | ☎ 53-3364 |
| ☐ 荒川支所 | 地域振興課 | 地域福祉室 | ☎ 62-3104 |
| ☐ 神林支所 | 地域振興課 | 地域福祉室 | ☎ 66-6113 |
| ☐ 朝日支所 | 地域振興課 | 地域福祉室 | ☎ 72-6887 |
| ☐ 山北支所 | 地域振興課 | 地域福祉室 | ☎ 77-3113 |



地区担当保健師は _____ です。

R7.4

